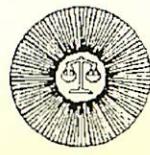


ひまわり



弁護士記章

ひまわりとはかりを図案化したもので、
ひまわりは自由と正義を、
はかりは公平と平等をあらわしています。

熊本県弁護士会会報
78号・79号合併号

H I M A W A R I





貸金業法の改正について

消費者問題対策委員会委員 森枝 大輔

1 貸金業法の改正

返済しきれないほどの借金を抱えてしまう多重債務問題の解決を目的とした改正貸金業法が平成22年6月18日より完全施行されました。その主な内容は、①過剰な貸付けを抑制するために、返済能力を超えた貸付けを禁止する総量規制を導入したこと、②金利体系を適正化するために、利息制限法の水準（元本の額が10万円未満の場合20%、10万以上100万円未満の場合18%、100万円以上の場合は15%）を超える金利を有効とする例外をなくしたことです。

2 総量規制の影響

このうち、影響が大きいと考えられるのが総量規制です。これは、貸金業者に対して、借り手の返済能力の調査を義務付けた上で、総借入残高が年収の3分の1を超える貸付けを原則として禁止するものです。ただし、総量規制が適用されるのは、「貸金業者」、つまり、消費者金融やクレジットカード会社からの「個人の借入れ」です。そのため、銀行や信用金庫などからの借入れ（カードローンも含みます。）や法人の借入れ、クレジットカードによる商品購入（ショッピング）は対象外です。また、住宅ローンや自動車ローンなどは適用を除外されるため、その他の借入残高が年収の3分の1を超えていなければ借入れができます。

しかし、金融庁の調査結果によれば、平成22年3月時点では、消費者金融に借入残高がある方々

の42.1%が総量規制に抵触するとされています。そのため、総量規制の導入により追加融資を受けられなくなる方が増加すると考えられます。例外として、専業主婦（主夫）の方々は、配偶者と合算して年収の3分の1以下の貸付けであれば配偶者の同意を条件に借入れが認められますが、システム整備の負担や離婚の可能性を考慮し、専業主婦（主夫）の方々に対する貸付けは行わないとする貸金業者が多いと言われています。また、個人事業主の方々に対する貸付けは例外とされていますが、実地調査等による事業の実態の確認、事業計画等に照らし返済能力があると認められることなどが要件とされているため、貸付けが抑制され、破産やヤミ金融被害が増加することが懸念されています。

3 対応策

このような問題に対しては、各地の社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付などセーフティネットの活用が期待され、政府においても、カウンセリング体制の充実やセーフティネットの整備、ヤミ金融の取締り強化などの検討が行われています。

弁護士も、多重債務問題の解決のためにご相談に応じますので、最寄りの弁護士にご相談頂くか、弁護士会の法律相談センター（TEL 096-325-0009）までお気軽にご連絡下さい。

memo
一口メモ

過払金返還について

熊本県弁護士会消費者問題対策委員 吉村 将

過払金返還の第一歩は、消費者金融業者に対する取引履歴の開示請求です。昨今では、インターネットや市販されている本などの情報をもとに、個人で取引履歴の開示を請求し、過払金の返還を求める方もいらっしゃると言っています。しかし、一口に過払金の返還といっても、そこには様々な法的論点が存在します。個人では、業者側に都合のいい和解を結ばれる危険があり、取り返しがつかないことになってしまう場合もあります。後悔がないようにするためにも、過払金の返還に当たっては専門家へのご相談をお薦めいたします。



労働審判制度— 「早い、うまい、安い」利用しやすい制度



弁護士 園田 昭人

解雇、雇い止め、残業代や退職金の請求などの労働紛争を解決してくれる労働審判制度が注目されています。

平成18年に始まった労働審判制度には、次のような画期的な特徴があります。

- ①3回で審理が終わります。
- ②審判官（裁判官）1名の他、民間人2名も審判員として審理に加わります。
- ③実情に即した柔軟な解決が図れます。
- ④申立費用が安くなっています。

早く解決できるということは、労働紛争ではとても大切なことです。労働審判は、3回の審理で終わりますので、解決までの期間は3ヶ月程度です。

労働審判では、法律の専門知識を有する審判官（裁判官）1名と労働現場の実情を知っている審判員2名が協同して審理に当たりますので、法と証拠だけでなく、労働現場の実情を踏まえた審理がなされます。また、労働審判では、調停が試みられることになっていますので、労働現場の実情や労使双方の意向が反映した柔軟な解決が図れます。

このことから、3ヶ月程度で、約80%が調停で解決し、残りのうち約5%が審判（決定）で解決しています。

さらには、申立費用は本裁判の半額であり、弁

護士費用も一般の訴訟に比べ低廉ですので、利用しやすいといえます。

このように、解決までの期間が短く（早い）、解決率が高く（うまい）、費用が低廉（安い）なことから、利用者が急増しています。平成21年は、平成18年の約4倍となっています。

ただ、4倍と言っても、実数は全国で3500件程度ですので、まだまだ利用度は低いといえます。行政に労働紛争の相談をしている人は年間24万人以上いますので、労働審判はもっと利用されていいと思います。

弁護士費用について

広報委員会委員 弁護士 河口 大輔

memo
一口メモ

弁護士に支払う費用の内訳について、一般の方はあまりご存じないと思います。そのため、弁護士に依頼することを躊躇される方もいるかもしれませんので、簡単に説明します。「弁護士費用」は、大きく①着手金②実費③成功報酬に分かれます。①着手金とは、案件に着手する際に頂くお金のことであり、案件の請求額に応じて算定します。②実費とは、交通費・通信費等です。③成功報酬とは、依頼の終了後に、得られた成果に応じて頂く報酬です。これらの金額の目安については、市民向け冊子がありますので、弁護士会にお問い合わせ下さい。また、実際に弁護士に依頼する際には、費用の内訳や金額についてよく説明を受け、ご納得頂くことが重要です。



裁判員裁判の弁護人を経験して思うこと

弁護士 村山 雅則

私は、幸か不幸か、これまでに3件の裁判員裁判の弁護人を務めました。裁判員裁判の弁護人を経験して、これまでの刑事裁判と変わったなと思う3点を指摘するとともに、裁判員裁判に関する私の考えを若干述べたいと思います。

まず変わったなと思う1点目は、刑事裁判が被告人にとって分かりやすいものになったということです。これまでの刑事裁判では、法廷で専門用語が飛び交い、被告人は、自分の裁判が行われているのに、何が何だかよく分からていなかったのが現状だったと思います。それが、弁護人も検察官も、そして裁判官も、「裁判員に分かりやすく」を心がけるようになり、結果的に、被告人にも分かりやすい刑事裁判になりました。この変化は、被告人の立ち直りにとっていい影響を与えるのではないかと思っています。

次に2点目は、被告人に科される刑罰の種類と重さについて予想しづらくなかったということです。私が経験した裁判員裁判でも、私たち弁護人が予想していた刑よりも相当重い刑が被告人に科された事例が1件ありました。市民感覚の反映ということだと思いますが、この変化により、弁護人や検察官は判決言い渡しまでドキドキし続けること

になりました。

3点目は、刑事裁判に関わる人達の負担が大きくなつたということです。最も負担を強いられることになったのは、裁判員ないしは裁判員候補者となった市民の方々だと思いますが、裁判官をはじめとする裁判所の職員、検察官をはじめとする検察庁の職員、そして弁護人も、負担が大きくなつたのではないかと感じています。

最後に裁判員裁判に関する私の考えですが、刑事裁判に一般市民の方が裁判員として加わることにより、被告人に分かりやすい刑事裁判になるなど良い変化が多々ある一方、刑事裁判に関わる人達の負担が大きくなるなど、ある意味悪い変化も多々あるのが事実だと思います。また、裁判員裁判は、被告人のための裁判ではなく、裁判員のための裁判になっているのではないかという批判も、そんなに的外れな批判ではないと感じています。今後、よりよい刑事裁判制度としていくためにも、法曹関係者はもちろんのこと、市民の方々も含めて、裁判員裁判につき、検証し議論していくことが重要だと考えています。

全面的国選付添人制度の実現に向けて

子どもの人権委員会委員 井上 陽介

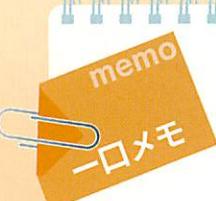
今年6月、当会において全面的国選付添人制度の実現を求める会長声明が出されました。

現行の国選付添人制度は対象が重大事件に限定されているため、ほとんどの弁護士付添人の費用は弁護士の特別会費を財源として支出されており、多くの弁護士が付添人活動に取り組むほど財源の逼迫を招くというジレンマに陥っています。

近年、刑事手続の大きな改革が行なわれましたが、「少年事件」が置き去りにされている感は否めません。

昨年1月弁連は、「全面的国選付添人制度実現本部」を発足させ、観護措置決定により身体拘束された全ての少年に国選付添人を付する制度の実現に向けて、本格的な取り組みを始めました。

少年が将来のわが国を支える大切な財産であることからすれば、多くの少年が国から手厚い法的援助を得られる制度の早期実現は喫緊の課題であると考えます。





交通事故を巡る問題

弁護士 塩田 直司

私たち市民は、交通事故の加害者になったり、あるいは被害者になったりします。今回は被害者になった場合のお話をしましょう。

私たちが自動車や自転車を運転し、交通事故に遭って被害者となつた場合には、加害者に対して、壊れた自動車や自転車の修理代や場合によっては使えなくなってしまった為の損害の賠償をしてもらわなければなりません。これを物損と呼んでいます。また、事故のために負傷して、病院に行ったための治療費や交通費、また会社を休んだりしなければならなくなつたための収入減、負傷により苦痛を受けたことの賠償を加害者に求めることもあります。これを人損と呼んでいます。

交通事故により発生した損害については、不法行為者である加害者に対して損害賠償を請求することになるのですが、損害賠償の金額が多額になる可能性があり、被害者が賠償を受けられない可能性があります。そこで、自動車保険が出てくるのです。自動車保険には自賠責保険と任意保険があります。自賠責保険は、自動車・原動機付自転車の所有者と運転者が、必ず加入しなければならない保険で、強制保険とも呼ばれています。この自賠責保険とは、対人賠償に限られていて、物損は対象外となっています。また、自賠責保険には支払限度額があり、死亡の場合3000万円、傷害の場合には120万円となっており、また被害者に後遺症が残った場合にはその程度に応じ、75万円から3000万円まで支払われるようになっています。また、自賠責保険につい

ては被害者請求といって、被害者自身が、直接に自賠責保険の請求もできるようになっています。

しかし、この自賠責保険の金額では被害者の受けた損害を賠償するに足りない場合が当然出てきます。そこで、運転手は任意保険に加入するわけです。任意保険に加入していれば、仮に自賠責保険の支払金額で足りない場合にも、任意保険から保険金が支払われることになり、被害者の損害の回復が図れるのです。

ところで任意保険に加害者運転手が加入している場合には、任意保険会社の担当者が示談交渉を行う場合が一般的です。しかし、任意保険会社との交渉が難航し、例えば自賠責保険の後遺症障害の保険金を先に被害者請求しようとする場合があります。この場合の請求先はそれまで示談交渉をしていた任意保険の会社ではありません。加害者の自賠責保険を取り扱っている保険会社は、交通事故証明書に記載がありますので、自賠責保険を取り扱っている保険会社に直接連絡して、請求書類を送付してもらうよいでしょう。

このように自動車保険は自賠責保険と任意保険があり、加害者が任意保険に加入している場合には、任意保険会社の担当者が示談交渉を行うために、被害者側は自賠責保険と任意保険の請求先などを混同してしまう場合もありますので、注意する必要があります。

従って、交通事故に遭った場合、まずは法律の専門家である弁護士に相談され、対応された方がいいと思います。

遺言について

弁護士 河口 大輔



高齢化社会になり、遺言の重要性が注目されています。遺言とは、予め生前に遺産の分け方を文書で指定しておくことです。遺言書を作成する最も大きな目的は、もちろん、相続人間の争いを避けることですが、残された身内に自らの思いを伝えるという意味もあります。遺言書の作成方式のうち、主なものとして、自筆証書遺言と公正証書遺言があります。自筆証書遺言とは、全文、日付、氏名をすべて自筆し押印する遺言書です。この場合、家庭裁判所の「検認」という手続で開封し内容を確認しなければなりません。公正証書遺言とは、公証人という法律の専門家が作成する厳格な方式の遺言書のことであり、偽造の疑いや紛失などが起こりにくい方法です。



借金問題は法律相談センターへ

法律相談センター運営委員会 秋吉 克洋

最近、テレビを見ていると、「しゃっきん もんだいは ○○○」とか「債務に関する相談はフリーダイヤル○○○○○」といったフレーズをよく耳にします。ほとんどが、東京にある法律事務所のテレビCMです。ここ2、3年の間に急激に増えたような気がします。

当然のことですが、多重債務問題をはじめとする色々な法律問題に悩んでおられる方が、どの弁護士に相談するか、また、どの弁護士に依頼するかはその方の自由であり、実際に、熊本在住の方で、多重債務問題を、遠く離れた東京の弁護士に依頼する方が増えていると聞きます。

これは、一つには、このようなテレビCMの誘引効果によるものと思われますが、その背景には、身近で近くに住む弁護士（困ったことや聞きたいことがあれば直ぐに近くの事務所で面談をすることができる弁護士）の存在を知らない方、知っていても差し当たりどこに相談に行けば良いのかが分からない方が多いという問題があります。

そこで、皆様に知っていただきたいのが、熊本県弁護士会「法律相談センター」です。

当会の「法律相談センター」は、以下のとおり県内7箇所にあり、定期的に法律相談を実施しています。

「熊本相談センター」

熊本市水道町交差点 加地ビル3F

「山鹿・菊池地区法律相談センター」

山鹿市大字山鹿1026-2 山鹿中央公民館内

「荒尾・玉名地区法律相談センター」

玉名市岩崎140 玉名市民会館内

「阿蘇法律相談センター」

阿蘇市内牧976-2 阿蘇市農村環境改善センター内

「天草法律相談センター」

天草市太田町9-3 天草信用金庫2F

「県南・八代法律相談センター」

八代市北の丸町1-12 宮崎ビル2F

「人吉・球磨法律相談センター」

人吉市南泉田町3-3 人吉商工会議所内

相談料については以下のとおりです。

多重債務問題に関する債務者自身の相談

..... 無料(30分)

その他の相談 原則5,250円(30分)

ただし、法テラスの民事法律扶助制度を利用することにより相談内容にかかわらず、無料となる場合があります。

このように、当会の「法律相談センター」は、皆様に、身近で気軽にご相談いただける体制を整えておりますので、何か問題を抱えてお悩みの方がおられましたら、まずは、当会の「法律相談センター」(096-325-0009)にお電話下さい。

「しゃっきん もんだいは～」というフレーズが浮かんだら、その先は、迷わず「法律相談センター」ということでお願い致します。もちろん、借金問題だけでなく、離婚、相続、交通事故、賃貸借、刑事事件等々あらゆるご相談に応じます。

離婚について

弁護士 池田 美菜

配偶者との離婚を決意した場合、当事者間の話し合いで離婚できる場合には、離婚届を市役所(役場)に提出して離婚する協議離婚の方法が取れます。しかし、当事者間だけでの話し合いで解決できない場合には、家庭裁判所で調停員を間に介して離婚の話し合いを進める手続きである調停という方法、調停でも解決できない場合には、訴訟(裁判)での解決を図ることになります。また、離婚をする際には、夫婦が共同で築いた財産を分ける財産分与や年金分割、子どもがいる場合には親権や養育費などの検討事項があります。離婚に至る事情は様々であり、当事者それぞれの事情によって、選択できる方法、検討する内容は異なります。離婚の前に、一度弁護士に相談されてみてはいかがでしょうか。



熊本県宇城市長 篠崎 鐵男

私は、市長に就任して以来、市民が「安全」で「安心」して暮らせる活力のあるまちづくりを目指して、全力で市政に取り組んでおります。

近年は、高齢化社会の到来、環境・消費・青少年・更には個人情報問題など、多くの難題を抱えている現状にあります。

これらの問題は行政だけで解決できるものではありません。弁護士の皆様の叡智と行動力に、大いに期待申し上げるものでございます。

本年「熊本県弁護士会」は、会員各位のたゆまぬ努力により、今や200名に達する勢いと聞き及んでおります。「熊本県弁護士会」の益々のご発展と、会員各位のご健勝とご多幸を心からお祈りいたしますとともに、今後とも行政に対しましても、ご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。



崇城大学学長 中山 峰男

日本では、未だ経験したことのない少子高齢化社会を迎えてます。生産年齢人口が大幅に減少していく中で、いろんな産業構造や雇用形態等が今後どんどん変化していくことが考えられ、同時に、従来、大学における高等教育が対象としてこなった新しい分野の

職業や、そのための人材の養成が大学に求められるようになっていくのではと考えられます。そのような中で、大学が未来社会に負う責務を考えますと、大学の教育も、知識に偏った従来型から脱皮し、もっと自由な発想で、学生の内にあるものをいかに上手に引き出すかの教育に変わっていかねばなりません。これからどんな時代が来るのか予測は大変むずかしいと思いますが、だからこそ、今の世の中全体を、冷静に、的確に把握し、どんな状況下でも自分の信念を持って、自分の足で生きていける若者を養成したいと考えています。



株式会社県民百貨店
代表取締役社長 松本 煙治

私は日本ソムリエ協会認定のワインアドバイザーという資格を持っています。商売柄、ワインは難しくてお客様から言われるので、少しはご説明ができるようにと思って試験を受けました。

勉強をしてわかったのが、ワインは一見華やかなものですが、実は農産物で、原料の葡萄を作る農家によってワインのランクは決まってくる、といつても過言ではないということでした。

何事も見えないとそこにそのものの本質があるのではと思いました。ワインの作り手だけでなく、葡萄の作り手に思いを馳せてワインを飲んでみるのも一つの飲み方だと思います。弁護士の皆さんもその本質を見極めるお仕事をされていると思います。仕事の合間にワインブレイクでもされてリラックスされてはいかがでしょうか。



フリータレント・MC 広崎 みさ

タレント暦9年、熊本を元気にしたい、熊本で頑張る女性を元気にしたいと、テレビ番組やモデル、司会業など体当たりで奮闘中。お仕事で様々な取材をさせて頂いて思うのは、熊本は本当に魅力の多い所だということ。県外から嫁いで来た友達も「旦那の転勤がなかったら生涯熊本！」と惚れ込むほどです。最近は様々な立場の女性を守る法律も増えてきました。まだまだ法律に関して「知らないことに気付いていない」方が多いと思いますが、熊本の元気活性化に法律も決して無関係ではありません。どうしても難しく構えてしまう法律。池上彰の学べるニュースのように、わかりやすく解説してくれて、より身近に感じるような番組ができれば面白いですね。



最近、「道州制」という言葉を耳にすることが多くなってきたように思います。

憲法は、地方自治について1章を設け地方自治を保障しています。道州制導入が憲法上許されるか否かは、「地方自治の本旨」に反するか否かによります。一般的には、住民自治と団体自治の観点から「地方自治の本旨」に反するか否かを検討することになります。

また、憲法上、道州制の導入が可能だったとしても、立法政策上、道州制を導入することが有益なのかを考えなければなりません。現在、民主党も「地域主権」を旗頭に、道州制の導入を視野に入れているようですが、道州制を導入することで国民の生活がどのように変わるのが、なぜ道州制なのか、など不明な点が多く私たち国民にはよく分からぬのが現状ではないでしょうか。

このような道州制の憲法上の問題点や私たち国民の生活がどのようにかわるのかなどについて、3月5日(土)14:00~、熊本市女性センター多目的ホールにてシンポジウムを行いますので是非ご参加下さい。

